

青森県産業立地推進資金（貸付制度）

対象地域	県内全域
対象企業	工場等を新設・増設する場合 (1) 県または市町村の誘致企業 (2) 地場企業(県内に本社を有し、1年以上同一事業を営んでいるもの)
対象業種	(1) 製造業 (2) ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、総合リース業など16業種(※1) (3) 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 (青森中核工業団地、金矢工業団地、むつ川原開発地区立地企業に限る。) (4) 青森県が進める「環境・エネルギー産業創造特別区域計画」、「あおりエコタウンプラン」、「青森ライフイノベーション戦略」及び「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」に関連する事業として知事が認めるもの (5) 再生可能エネルギー電気供給業(※2)(地場企業に限る)
要件	次の要件を満たすもの。 (1) 設備投資予定額 3千万円以上 (2) 新規雇用 3人以上 ※むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の情報通信関連業種においては雇用増5人以上 (3) 用地を貸付対象とする場合は、用地取得後5年以内に工場建設に着手すること
貸付条件等	
貸付対象経費	(1) 工場等用地の取得・造成 (2) 工場、構築物等の取得・建設 (3) 機械、設備の取得 (4) 電気供給設備工事費負担金
貸付条件	(1) 利率 年1.5% ※青森中核工業団地及び金矢工業団地立地企業 年1.35% (2) 貸付期間 15年以内(うち据置2年)
限度額	(1) 5億円を限度とし設備投資予定額の10分の8以内 (2) 特認として、青森中核工業団地、金矢工業団地及びむつ小川原開発地区に工場等を新設する場合又は再生可能エネルギー電気供給業(地場企業に限る)を実施する場合は10億円を限度とし設備投資予定額の10分の8以内

※1 ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所

※2 再生可能エネルギー電気供給業：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等により電気を供給する業